

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県創業支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 会社等の法人 会社法(平成17年法律第86号)第2条に規定する株式会社、合同会社、合名会社及び合資会社、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する企業組合、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する協業組合、<u>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条に規定する特定非営利活動法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条に規定する一般社団法人等をいう。</u></p> <p>第3条 略</p> <p>(補助対象事業者) 第4条 補助金の交付対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。ただし、法人が既存事業とは異なる新事業を行う法人を設立する場合は、過去の事業実績により補助事業者としての適格性を有するか否かについて判断を行うものとする。</p> <p>(1) こうちスタートアップパーク(起業支援事業)の会員であること。ただし、法人が事業承継又は第二創業する場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 本事業の補助金交付決定日以降に、補助事業の実施年度の1月31日又は補助事業完了日のいずれか早い日までに<u>起業、事業承継又は第二創業(以下、「起業等」という。)</u>を行う者(補助金の交付決定日の所属する年度より前に所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する「個人事業の開業・廃業等届出書」による税務署への届出又は法務局への法人登記を行った者を除く。)であること。</p> <p>(補助対象事業) 第5条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者</p>	<p style="text-align: center;">高知県創業支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 会社等の法人 会社法(平成17年法律第86号)第2条に規定する株式会社、合同会社、合名会社及び合資会社、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する企業組合、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する協業組合<u>並びに</u>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条に規定する特定非営利活動法人をいう。</p> <p>第3条 略</p> <p>(補助対象事業者) 第4条 補助金の交付対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。ただし、法人が既存事業とは異なる新事業を行う法人を設立する場合は、過去の事業実績により補助事業者としての適格かどうかの判断を行うものとする。</p> <p>(1) こうちスタートアップパーク(起業支援事業)の<u>起業家</u>会員であること。ただし、法人が事業承継又は第二創業する場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 本事業の補助金交付決定日以降に、補助事業の実施年度の1月31日又は補助事業完了日のいずれか早い日までに<u>起業又は事業承継、第二創業</u>を行う者(補助金の交付決定日の所属する年度より前に所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する「個人事業の開業・廃業等届出書」による税務署への届出又は法務局への法人登記を行った者を除く。)であること。</p> <p>(補助対象事業) 第5条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者</p>

新	旧
<p>が行う事業であって、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。</p> <p>(1) 県内において、<u>起業等</u>をする社会的事業であること。</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>第6条～第7条 略</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第8条 知事は、前条の規定による申請がされたときは、別に定める高知県創業支援事業費補助金審査要領に基づく審査を実施し、同要領に基づく高知県創業支援事業費補助金審査会の意見を踏まえて、補助金の交付の決定をし、別記第2号様式の補助金交付決定通知書により、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の審査に当たっては、次に掲げる評価項目に基づき、総合的に行うものとする。</p> <p>(1) <u>起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題解決に資すること(社会性及び必要性)</u>。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)</u>。</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>2 知事は、補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるとき、又は補助事業者が補助金を他の用途に使用し、若しくはその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、規則、要綱の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金を交付をした後においても取り消すことができる。</p> <p>第10条～第15条 略</p> <p>(補助金の交付決定の取消し及び返還)</p> <p>第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助</p>	<p>が行う事業で、<u>次の全て</u>に該当するものとする。</p> <p>(1) 県内において、<u>起業</u>をする社会的事業であること。</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>第6条～第7条 略</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第8条 知事は、前条の規定による申請がされたときは、別に定める高知県創業支援事業費補助金審査要領に基づく審査を実施し、同要領に基づく高知県創業支援事業費補助金審査会の意見を踏まえて、補助金の交付の決定をし、別記第2号様式の補助金交付決定通知書により、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の審査に当たっては、次に掲げる評価項目に基づき、総合的に行うものとする。</p> <p>(1) <u>地域社会が抱える課題の解決に資すること(社会性)</u>。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>当該地域における課題の解決に資するサービスの供給が十分でないこと(必要性)</u>。</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>2 知事は、補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるとき、又は補助事業者が補助金を他の用途に使用し、若しくはその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、規則、要綱の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があつた後においても取り消すことができる。</p> <p>第10条～第15条 略</p> <p>(補助金の交付決定の取消し及び返還)</p> <p>第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助</p>

新	旧												
<p>金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>法令若しくはこの要綱の規定又はこれらの規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合</u></p> <p>(2) ～ (6) 略</p> <p>2 略</p> <p>第17条～第22条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第9条第1項第6号及び第2項、第14条から第16条まで、第18条、第19条並びに第21条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>法令又はこの要綱の規定、これらの規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合</u></p> <p>(2) ～ (6) 略</p> <p>2 略</p> <p>第17条～第22条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第9条第1項第6号及び第2項、第14条から第16条まで、第18条、第19条並びに第21条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。</p>												
<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="152 1091 1059 1308"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>起業支援プログラム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産学官民連携課</td> <td>1 こうちスタートアップパークの起業支援プログラム 2 土佐まるごとビジネスアカデミーの県が指定するプログラム 3 起業支援アドバイザーの実施するメンタリング</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>上記1と同等と認められる起業支援プログラム（修了を証明できるもの。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>申請の当該年度以前に受講が修了している場合又は当該年度に受講中若しくは受講予定の場合でも申請は可能とする。ただし、当該年度に受講中又は受講予定の場合は、補助事業期間内の修了を必須とする。</u></p> <p>別表第2～別表第3 略</p>	実施主体	起業支援プログラム	産学官民連携課	1 こうちスタートアップパークの起業支援プログラム 2 土佐まるごとビジネスアカデミーの県が指定するプログラム 3 起業支援アドバイザーの実施するメンタリング	その他	上記1と同等と認められる起業支援プログラム（修了を証明できるもの。）	<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1176 1091 2083 1249"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>起業支援プログラム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産学官民連携課</td> <td>1 こうちスタートアップパークの起業支援プログラム 2 起業支援アドバイザーの実施するメンタリング</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>上記1と同等と認められる起業支援プログラム（修了を証明できるもの。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>受講中及び受講予定の状態でも申請は可能とするが、補助事業期間内の修了を必須とする。</u></p> <p>別表第2～別表第3 略</p>	実施主体	起業支援プログラム	産学官民連携課	1 こうちスタートアップパークの起業支援プログラム 2 起業支援アドバイザーの実施するメンタリング	その他	上記1と同等と認められる起業支援プログラム（修了を証明できるもの。）
実施主体	起業支援プログラム												
産学官民連携課	1 こうちスタートアップパークの起業支援プログラム 2 土佐まるごとビジネスアカデミーの県が指定するプログラム 3 起業支援アドバイザーの実施するメンタリング												
その他	上記1と同等と認められる起業支援プログラム（修了を証明できるもの。）												
実施主体	起業支援プログラム												
産学官民連携課	1 こうちスタートアップパークの起業支援プログラム 2 起業支援アドバイザーの実施するメンタリング												
その他	上記1と同等と認められる起業支援プログラム（修了を証明できるもの。）												

新

別記 第1号様式 (第7条関係)

別紙1 略

別紙2

- (1) ~ (2) 略
 (3) 事業内容 (事業全体について詳しく記載してください。枠は適宜拡げることは可能です。
 必要に応じて図や表、写真等を挿入してください。)

1) 補助事業の具体的な内容
2) 補助事業を実施する経緯、目指すべき成果等
3) 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題解決に資する事業であることについての説明 (社会性及び必要性)
4) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自立的な事業の継続が可能であることについての説明 (事業性)
5) 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性向上につながるデジタル技術を活用していることについての説明 (デジタル技術の活用)

6) ~ 7) 略

8) 補助事業の実現性、将来性

- ①~③ 略
 ④補助事業の実施体制 (人員体制等)

別紙3~別紙8 略

第2号様式 (第8条関係) 略

旧

別記 第1号様式 (第7条関係)

別紙1 略

別紙2

- (1) ~ (2) 略
 (3) 事業内容 (事業全体について詳しく記載してください。)

1) 補助事業の具体的な内容
2) 補助事業を実施する経緯、目指すべき成果等
3) 地域社会が抱える課題の解決に資する事業であることについての説明 (社会性)
4) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自立的な事業の継続が可能であることについての説明 (事業性)
5) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないことについての説明 (必要性)

6) ~ 7) 略

8) 補助事業の実現性、将来性

- ①~③ 略
 ④補助事業の実施体制

別紙3~別紙8 略

第2号様式 (第8条関係) 略

新	旧
<p>第3号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">高知県創業支援事業費補助金に係る補助金不交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p>令和 年 月 日付で申請のありました上記補助金については、高知県創業支援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので、通知します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>不交付とする理由</p> <p>第4号様式（第11条関係）～第11号様式（第18条関係） 略</p>	<p>第3号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">高知県創業支援事業費補助金に係る不交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p>令和 年 月 日付で申請のありました上記補助金については、高知県創業支援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので、通知します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>不交付とする理由</p> <p>第4号様式（第11条関係）～第11号様式（第18条関係） 略</p>